

37同会関東支部規約

(名称及び目的)

第1条 本支部は「37同会（みなどうかい）関東支部」と称し、支部員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第2条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 支部員相互の親睦・啓発に関する事業
- (2) その他本支部の目的達成にふさわしい事業

(事務局)

第3条 本支部は、事務局を幹事長宅に置く。

(会員)

第4条 本支部は、下関市立日新中学校の昭和37年卒業生で関東地区及びその周辺に在住する者をもって構成する。

(役員)

第5条 本支部に次の役員を置き、任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

- (1) 支部長 1名
- (2) 副支部長 1名
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名

2 役員の任期は1月1日に始まり、12月31日に終了する。

3 支部長及びその他の役員は、総会において選出する。

4 役員に欠員が生じた場合は支部長の指名で補充し、その任期は残任期とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次の各号による。

- (1) 支部長は、本支部を代表し支部の運営を統括する。
- (2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部長不在のときはその職を代行する。
- (3) 幹事長は、幹事を代表して、本支部の円滑な運営を行う。
- (4) 幹事は、本支部の運営に関し必要な業務を行う。

(会議の構成及び機能等)

第7条 会議の構成及び機能は次の各号による。

- (1) 総会は本支部員をもって構成し、本会運営に関する重要事項を議決する。
- (2) 役員会は役員をもって構成し、総会議案の大綱の決定あるいは支部運営に関する審議等を行う。

2 総会は年1回、役員会は必要の都度、それぞれ支部長が召集する。

3 会議の議決は、出席者の過半数をもって行う。

(年会費)

第8条 本支部の経費は、必要の都度徴収し、年会費の徴収は行わない。

(規約改正)

第9条 この規約は、総会出席者の過半数の同意をもって変更できる。

(附 則)

この規約は、平成24年8月1日から施行する。